

資源プラスチック分別収集事業について

環境部 生活環境課

1 資源プラスチック及び充電式電池等の分別収集について

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、令和7年度からモデル地区において、現在実施しているプラスチック製容器包装の分別収集に、新たにプラスチック製品を加えて「資源プラスチック」として分別収集を開始します。また、分別区分を見直すこととなることから、指定袋に混入することで火災発生リスクが高まる「充電式電池等」も併せて分別収集を開始します。

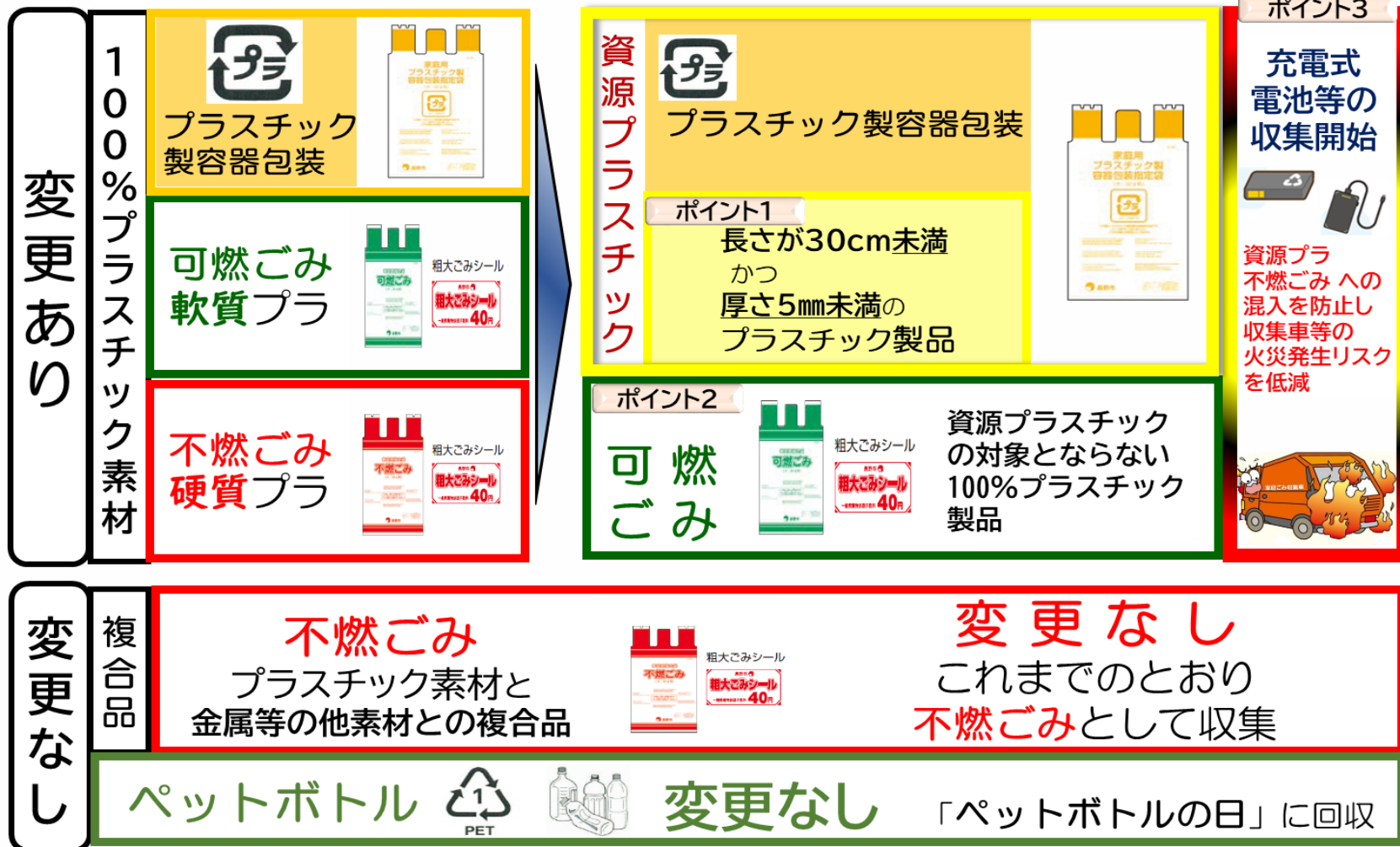
資源プラスチック	収集対象と排出方法	プラスチック製容器包装 食品トレー フタ類 カップ・パック ボトル類 ポリ袋・ラップ ネット類 緩衝材類 + NEW! プラスチック100%で長さ30cm未満かつ厚さ5mm未満のプラスチック製品 ハンガー しゃもじ チップ付保存袋 タッパー型保存容器 CD・DVD・ブルーレイディスク ストロー 計量カップ クリアファイル 歯ブラシ ※イラストは指定品目の一例です 家庭用 プラスチック製 容器包装 プラスチック製品 プラスチック製容器包装 と プラスチック製品 を一緒にの袋に入れて排出
充電式電池等	収集対象と排出方法	収集対象 各種充電式電池類 【モバイルバッテリー含む】 【充電式電池を取り外せない】 充電式電池内蔵小型電気製品 1 外せるパーツは外す 2 絶縁する ビニールテープなどで端子を覆う 3 無色透明のビニール袋に入れる 長野市乾電池専用
収集開始	モデル地区(豊野) 令和7年4月	全市一斉 令和8年4月

2 資源プラスチック収集開始後の分別区分変更について

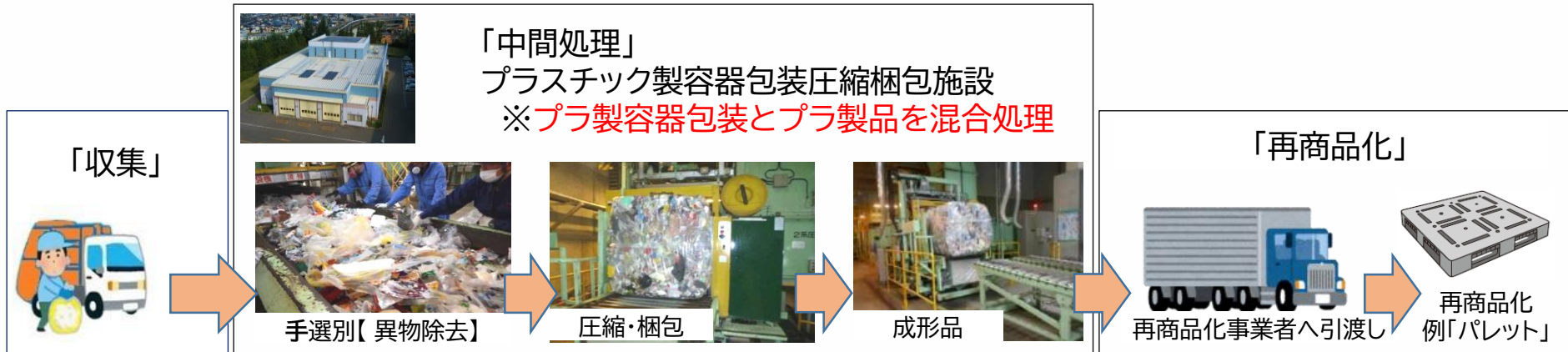
変更点のイメージ

現 在

新しい分別の区分



3 資源プラスチックの再商品化



4 収集開始までのスケジュール

